

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日付け 20 目都み第 4796 号決定

(設置)

第 1 条 目黒区立駒場公園のうち、旧前田侯爵家駒場本邸（洋館を除く。）が平成20年3月26日付けで東京都指定有形文化財に指定告示されたことに伴い、東京都文化財保護条例（昭和51年3月31日東京都条例第25号）に基づく、適切な保存及び管理に関する保存管理計画の策定に向けた検討を行うため、駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を区長に提言する。

- (1) 旧前田侯爵家駒場本邸の耐震等の調査に関する事。
- (2) 旧前田侯爵家駒場本邸の保存管理及び活用に関する事。
- (3) 旧前田侯爵家駒場本邸の保存管理計画の策定に関する事。
- (4) その他保存管理計画の策定に関し委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験及び専門知識を有する者
- (2) その他区長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、旧前田侯爵家駒場本邸の保存管理計画の策定に関する事務が終了する時までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 8 条 委員会は、その所掌事項を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(専門部会)

第 9 条 委員会は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第 10 条 委員会の効率的な運営を図るため、関係所管課からなる事務局を設置する。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、都市整備部みどり公園課において処理する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

駒場公園文化財保存管理計画策定検討委員会 委員名簿（敬称略、50音順）

ふりがな 氏 名	役 職 等
いしづか ともひろ 石 塚 友 宏	駒場住区住民会議会長
おざわ あさえ 小 沢 朝 江	東海大学工学部建築学科教授
かめやま あきら ○ 亀 山 章	東京農工大学名誉教授（造園学）
かわひがし よしゆき ◎ 河 東 義 之	前千葉工業大学工学部建築都市環境学科教授 小山工業高等専門学校名誉教授
すずき まこと 鈴 木 誠	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
ひらやま もとや 平 山 元 也	目黒区文化財保護審議会委員 目黒区郷土研究会副会長
ふじた かおり 藤 田 香 織	東京大学大学院工学系研究科准教授（建築学専攻）

◎ は 委 員 長 ○ は 副 委 員 長

助言者

はら ままこ 原 眞 麻 子	東京都教育庁地域教育支援部管理課文化財調査担当係長 学芸員
-------------------	----------------------------------